

# 文教警察企業常任委員会会議録

平成18年9月29日

場 所 第3委員会室

平成18年9月29日（金曜日）

政策調査課主査 千知岩 義 広  
議事課主任主事 大 野 誠 一

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

○議案第12号 公営企業会計決算の認定について（継続議案 平成18年9月定例会提案）

出席委員（8人）

委 員 長	外 山 良 治
副 委 員 長	湯 浅 一 弘
委 員	松 井 繁 夫
委 員	外 山 三 博
委 員	中 村 幸 一
委 員	蓬 原 正 三
委 員	十 屋 幸 平
委 員	山 口 哲 雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

企業局

企 業 局 長	日 高 幸 平
副 局 長 （ 総 括 ）	黒 木 郁 雄
副 局 長 （ 技 術 ）	時 庭 伸 次
総 務 課 長	古 賀 孝 士
経 営 企 画 監	本 田 博
工 務 課 長	桑 畑 則 幸
電 気 課 長	廣 山 潤 一 郎
施 設 管 理 課 長	相 葉 利 晴
総 合 制 御 課 長	白 ヶ 澤 宗 一

事務局職員出席者

○外山良治委員長 委員会を開会いたします。

議案第12号審査をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

当局入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○外山良治委員長 まず、議案第12号の企業局長の概要説明並びに関係課長の説明をお願いをいたします。

執行部の説明がすべて終了した後に委員の質疑はお願いをいたします。よろしくお願ひします。

○日高企業局長 説明に入ります前に、一言お礼を申し上げたいと思います。

外山委員長初め、各委員の皆様方には、昨日、企業局所管の一ツ瀬川スポーツレクリエーション施設、それから北部管理事務所を調査をいただきましてありがとうございます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

さきの9月定例県議会に提出をいたしまして、閉会中の継続審査となっております議案第12号の「平成17年度公営企業会計決算の認定について」でございます。

議案書では31ページでございますが、お手元に配付をいたしております平成17年度の公営企業会計決算審査資料というのがございますが、これにより説明をさせていただきます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。17年度の公営企業会計決算の概要でございます。

まず、1の事業の実績でございますが、電気

事業につきましては、供給電力量は、年間の降雨量が少なかったために、実績で3億3,328万キロワットアワー、右端でございますが、目標に対します達成率で64.1%というふうになりました。このため、電力料金収入も目標を下回りました。実績で47億4,033万円余、達成率で96.2%というふうになりました。

次に、工業用水道事業でございますが、常時使用水量が、日向精錬所や旭化成の使用水量の増加などによりまして、実績で1,477万3,000平方メートル余、達成率で107.1%となりました。このため、給水料金収入は目標をわずかに上回り、実績で3億3,761万円余、達成率で101.1%ということになりました。

次に、地域振興事業につきましては、昨年の台風による冠水などのために14日間のクローズドとなったことから、年間の利用者数は3万5,951人、達成率で92.2%ということになりました。このため、利用料金収入が目標を下回りました。実績で9,364万円余、達成率で85.4%ということになりました。

次に、2の収益・費用の実績でございます。電気事業は、事業収益52億4,408万円余に対しまして、事業費用が45億1,195万円余ということになりまして、7億3,213万円余の純利益ということになりました。工業用水道事業であります、事業収益が4億5,221万円余に対しまして、事業費用4億7,648万円余ということになりまして、2,427万円余の純損失となりました。地域振興事業は、事業収益1億24万円余に対しまして、事業費用が9,143万円余ということになりまして、881万円余の純利益ということになってございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。3の剰余金処分計算書（案）についてござい

ます。これは、電気事業会計における剰余金処分案でございますが、表の3行目のところでございますが、(3)の当年度未処分利益剰余金7億3,213万4,783円につきまして、(4)のところでございますが、(A)の減債積立金に6億3,213万円4,783円を積み立てまして、(B)の緑のダム造成事業積立金に1億円を積み立てるものがございます。

次に、下の方の4の欠損金処理計算書でございます。工業用水道事業、それから地域振興事業がこれに該当するわけでございますが、工業用水道事業につきましては、(2)のところの当年度純損失ということでございますが、2,427万7,709円、これを(3)の前年度繰越欠損金1,875万1,525円に加算をした結果、(6)でございますが、翌年度繰越欠損金は4,302万9,234円ということになっております。

また、地域振興事業でございますが、もとに戻っていただきまして、(1)の当年度純利益、これが881万3,377円を、(3)のところの前年度繰越欠損金5,882万5,719円から差し引いた結果、(6)、一番下であります、翌年度繰越欠損金は5,001万2,342円ということになりました。

以上のとおりでございますが、先ほど申し上げましたように、電気事業会計につきましては、平年に比べて発電量は少なかったわけでありませけれども、安定した経営を維持いたしておりますが、工業用水道事業会計、それから地域振興事業会計、これについては累積欠損金を抱えているということもございまして、今後とも事業の効率的な運営に努めますとともに、より一層の経営基盤の強化を図ってまいりたいと思っております。

なお、決算状況の詳細につきましては、総務課長の方から説明をさせていただきますので、

御審議のほどよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○古賀総務課長 それでは、引き続き、お手元の決算審査資料により御説明いたします。

3ページをごらんください。まず、平成17年度電気事業の概要につきましてであります。

1、供給電力量であります、(1)の表は発電所別の目標・実績を、(2)の表は月別の目標・実績をあらわしております。(2)月別供給電力量の表の一番下の欄、計をごらんください。年間の実績(B)は目標(A)を1億8,628万2,000キロワットアワー下回りました。また、達成率では上期が62.5%、下期が68.2%となり、年間の達成率は64.1%となりました。なお、平成16年度の達成率112.7%に比べ、平成17年度は48.6ポイントダウンをいたしております。

4ページをごらんください。2、電力料金の契約であります。電力料金につきましては、2年ごとに九州電力株式会社と交渉を行い、電力需給契約を結んでおります。その料金内容は、基本料金が定額料金、電力量料金が従量料金の2部料金制となっております。16年度契約額(A)は、基本料金が44億705万円、電力量料金は1キロワットアワーにつき1円の5億1,956万2,000円で、合計49億2,661万2,000円となっております。

次に、3、電力料金収入の実績(B)は、基本料金と電力量料金を合わせて47億4,033万円あります。目標(A)に比べて1億8,628万2,000円の減額となっております。

続きまして、5ページをごらんください。4、主な工事の概況であります。(1)改良工事では、三財発電所建屋の耐震補強工事4,656万9,000円などを執行いたしました。また、(2)修繕工事では、耐震補強工事に合わせまして三財発電所

の内外装改修工事7,239万4,000円などを執行いたしました。

6ページをごらんください。平成17年度電気事業会計決算について説明いたします。

まず、1、収益的収入及び支出の(1)収入であります、事業収益の決算額(B)は合計が54億8,330万1,419円で、予算額(A)に比べ、2,477万7,419円の増となっております。これは、営業収益のうち電力量が目標を下回ったものの、財務収益では九州電力株式配当金や国債の受取利息の増、営業外収入では国債売却益の増、特別利益では職員宿舍中西公舎の跡地の売却益などによりまして、目標を上回ったことによるものであります。

(2)支出につきましては、事業費の決算額(B)は合計が47億4,296万2,300円で、不用額は1億5,830万3,700円となっております。これは、給料手当、旅費、消耗品などの減によるものであります。

7ページをごらんください。次に、2、資本的収入及び支出の(1)収入であります、決算額(B)は合計が43億1,944万5,673円となり、予算額(A)に比べ、1,711万1,673円の増となっております。これは、昭和61年度取得の分収林契約を解除したことなどに伴い、3行目にあります固定資産売却代金が1,521万9,012円の増となったことなどによるものであります。また、固定資産売却代金が40億円余りとなっておりますが、これは、長期投資としておりました国債39億9,589万2,000円を売却し、流動資産としたためであります。

(2)支出につきましては、決算額(B)は合計が11億1,935万7,283円で、繰越額(C)が4,097万7,000円、不用額が1億1,010万5,717円となっております。繰越額(C)につきまし

ては、土木部執行のダム施設整備事業に係る繰り越し分であります。また、貸付金の決算額（Ｂ）３億円は、一般会計の市町村振興資金への貸し付けであります。

８ページをごらんください。３、損益計算書であります。

まず、収益の部であります。総額で５２億４,４０８万６,８４５円ですが、営業収益の電力料が収益全体の約９０％を占めております。次の財務収益の主なものは、九州電力株式などの受取配当金であります。また、営業外収益の主なものは、雑収益の復元株式配当金ですが、この復元株式配当金は、条例に基づき、総合政策課所管の開発事業特別資金特別会計へ全額を繰り出してしております。また、特別利益につきましては、宮崎市中西町の公舎跡地を売却したためであります。

次に、費用の部であります。総額で４５億１,１９５万２,０６２円となっております。まず、営業費用は、発電所、総合制御所、送電線路の運営・維持管理などに要する経費であり、費用全体の約８９％を占めております。次の財務費用につきましては、企業債等の支払い利息であります。また、営業外費用の雑損失につきましては、収益の部で御説明いたしました復元株式配当金の開発事業特別資金特別会計への繰出金などあります。

したがって、収益の部から費用の部を差し引いた当年度純利益は、７億３,２１３万４,７８３円となり、当年度未処分利益剰余金も同額となっております。なお、当年度純利益は前年度純利益に比べ、１１３万円余りの増となっております。

９ページをごらんください。次に、４、貸借対照表であります。これは平成１７年度末時点での財政状態をあらわしたものであります。

まず、表の左の欄ですが、固定資産は３４９億９４万９,９６７円で、その内訳は、発電所、ダム、送電線、庁舎などの土地建物・構築物や機械・装置などの電気事業固定資産、事業用以外の土地建物やダム周辺のかん養林や分収林などの事業外固定資産、改良途中の固定資産仮勘定、長期投資、減債基金や退職給与基金などの投資及び基金となっております。また、流動資産は１６１億２,３９８万８,６３２円で、このうち短期投資は国債や大口定期預金等で運用しております。

次に、表の右の欄ですが、固定負債は１８億２,５６３万５,８７７円で、退職給与引当金、修繕準備引当金などあります。また、流動負債は４２億８,１０３万６,６８７円で、一時借入金、未払い金などあります。次に、資本金は３５６億３,４６５万３,６７０円ですが、その内訳は、自己資本金及び借入資本金であります。借入資本金は企業債の未償還残高であります。次の剰余金は９２億８,３６１万２,３６５円で、その内訳は、資本剰余金と利益剰余金であります。このうち、資本剰余金の国庫補助金は、浜砂発電所、田代八重発電所などの中小水力開発事業の国庫補助金などあります。また、利益剰余金は、減債積立金等の各種積立金や、当年度未処分利益剰余金であります。

したがって、資本金と剰余金を合わせました資本の合計は４４９億１,８２６万６,０３５円で、これに負債合計を合わせました負債資本合計は、左の欄の資産の合計と同額の５１０億２,４９３万８,５９９円となります。

１０ページをごらんください。次に、知事部局等への経費の支出額であります。これは、企業局における一般会計等への経費の負担状況でありまして、今まで説明した内容と重複いたしますが、市町村振興資金への貸付金が３億円、一

ツ瀬川及び小丸川上流域森林保全機構負担金1,500万円、多目的ダム管理経費3億5,264万3,000円など、合計で9億1,179万6,163円を負担しております。また、固定資産税に相当します市町村交付金といたしまして、3会計合計で2億6,397万9,000円を市町村に支出しております。

次に、11ページをごらんください。工業用水道事業会計であります。

1の給水状況であります。表は、月別の実績をあらわしております。表の一番下の年度計の欄をごらんください。基本使用水量4,538万8,091立方メートルに対しまして、常時使用水量は1,477万3,217立方メートルで、給水率は前年度に比べ0.9%増の32.5%となっております。なお、給水先は旭化成株式会社など12社となっております。

2、給水料金収入につきましては、日向精錬所や旭化成の常時使用水量が増加したことなどにより、目標に対し、369万1,000円増の3億3,761万9,000円となりました。

12ページをごらんください。3、主な工事の概況であります。(1)改良工事では、工業用水道施設災害復旧工事(電話交換設備取替)483万円などを執行いたしました。また、(2)修繕工事では、工業用水道施設災害復旧工事(電気機械設備)8,263万5,000円などを執行いたしました。

次に、13ページの平成17年度工業用水道事業会計決算であります。

まず、1、収益的収入及び支出の(1)収入であります。事業収益の決算額(B)は合計が4億6,911万8,869円で、予算額(A)に比べ1億1,433万8,869円の増となっております。これは、営業外収益として台風14号災害復旧工事

に係る国庫補助金9,989万5,000円を受け入れたことなどによるものであります。

(2)支出につきましては、事業費の決算額(B)は合計が4億9,168万5,233円で、不用額は4,553万2,767円となっております。不用額の主なものは、営業費用の人件費の減などによるものであります。

14ページをごらんください。2、資本的収入及び支出であります。(1)収入の決算額(B)は合計が259万5,634円で、予算額(A)に比べ259万3,634円の増となっております。これは災害復旧に係る国庫補助金の受け入れがあったことによるものであります。

(2)支出の決算額(B)は合計が5,523万1,753円であります。不用額は1億1,051万7,247円で、災害復旧工事の執行残及び予備費であります。なお、欄外にありますように、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,263万6,119円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等により補てんをしております。

次に、15ページの3、損益計算書についてあります。収益の部では総額が4億5,221万648円であります。費用の部は総額で4億7,648万8,357円であります。このうち、営業費用は、工業用水道浄水場の管理運営に要する経費などで、営業外費用は企業債の支払い利息等であります。収益から費用を差し引いた当年度純損失は2,427万7,709円で、この金額を前年度繰越欠損金に加算した結果、当年度未処分欠損金は4,302万9,234円となりました。

16ページをごらんください。4、貸借対照表であります。

まず、表左の欄であります。固定資産は29億4,467万5,889円であります。このうち、有形固定資産の主なものは、送水管、配水管などの

構築物や、浄水場のポンプ設備などの機械・装置等であります。流動資産は16億7,867万7,547円であります。その主な内訳は現金預金、その他流動資産であります。

次に、右の欄であります。固定負債は14億7,562万5,514円で、電気事業会計からの借入金と退職給与引当金及び修繕準備引当金であります。流動負債は3,196万8,698円で、未払い金、未払い費用等であります。資本金は23億4,120万3,378円で、借入資本金の他会計借入金是一般会計と電気事業会計からの借入金であります。剰余金は7億7,455万5,846円で、補助金等の資本剰余金と利益剰余金であります。このうち、利益剰余金には累積欠損金4,302万9,234円を計上しているところであります。

したがって、資本金と剰余金を合わせた資本合計は31億1,575万9,224円で、これに負債合計を合わせた負債資本合計は、左の欄の資産合計と同額の46億2,335万3,436円となります。

17ページをごらんください。次に、地域振興事業会計であります。

まず、平成17年度地域振興事業の概要についてであります。

1、ゴルフコース利用状況ですが、年間利用者数は、表下の17年度合計の一番右端の欄にあります3万5,951人で、16年度実績3万4,908人に比べますと1,043人の増となっております。

2、ゴルフコース使用料金収入につきましては、実績(B)の合計で9,364万9,000円となります。目標に比べ1,605万3,000円の減となりました。これは、特に、料金単価の高い休日の利用者数の実績が目標を下回ったためであります。

18ページをごらんください。主な工事の概況につきましては、(1)改良工事といたしまして、

空調機器取りかえ工事197万4,000円を執行いたしました。また、(2)修繕工事といたしまして、台風14号災害復旧のための土砂除去工事819万円、護岸復旧工事351万3,000円などを執行いたしました。

次に、19ページの平成17年度地域振興事業会計決算であります。

まず、1、収益的収入及び支出であります。

(1)収入につきましては、事業収益の決算額(B)は合計が1億1,744万1,132円で、予算額に比べ1,008万9,868円の減となりました。

(2)支出につきましては、事業費の決算額(B)は合計が9,556万8,624円で、不用額は1,908万3,376円となりました。これは給料手当や減価償却費の減少によるものであります。

20ページをごらんください。2、資本的収入及び支出であります。(1)収入につきましては、資本的収入の決算額(B)は1億9,504万円であります。これは、指定管理者導入へ向け、財団との関係清算のため、財団への貸付金が一括償還されたものであります。

(2)支出につきましては、資本的支出の決算額(B)は合計が2億7,424万1,751円あります。このうち、建設改良費は乗用カートの購入及び空調機器取りかえ工事の費用であります。また、負担金につきましては、施設利用権を一括取得したものであります。なお、不用額は565万6,249円で、主に予備費によるものであります。

また、欄外にありますように、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,920万1,751円は、過年度分損益勘定留保資金などにより補てんをいたしております。

次に、21ページの3、損益計算書であります。

まず、収益の部は総額で1億24万5,121円となっております。ゴルフ場使用収入がほとんどであ

ります。費用の部は総額で9,143万1,744円となっております。このうち、営業費用はゴルフ場の管理運営の経費などであり、営業外費用は電気事業からの借入金に対する支払い利息などです。

次に、当年度純利益ですが、収益が費用を下回ったため、881万3,377円の利益を計上しました。この結果、前年度繰越欠損金を加えた当年度未処理欠損金は5,001万2,342円となりました。

22ページをごらんください。4、貸借対照表であります。

まず、表の左の欄にあります固定資産は6億8,081万7,116円です。このうち、有形固定資産はゴルフ場の施設設備で、無形固定資産は電算システムのソフトウェアであります。流動資産は1億9,051万7,243円です。主な内訳は、現金預金、その他流動資産であります。

次に、右の欄をごらんください。固定負債は754万30円で、修繕準備引当金及び退職給与引当金であります。流動負債は、未払い金、未払い費用などの436万6,629円となっております。次に、資本金は9億944万42円で、このうち借入資本金は電気事業会計からの借入金であります。次の剰余金は、累積欠損金5,001万2,342円を計上いたしております。

したがって、資本金と剰余金を合わせた資本合計は8億5,942万7,700円で、これに負債合計を合わせました負債資本合計は、左の欄の資産の合計と同額の8億7,133万4,359円となります。

以上であります。よろしく願いいたします。

**○外山良治委員長** 議案説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

**○中村委員** 3ページの電力量ですが、達成率

が今回64.1%で、使用量が少なかったということですが、この中で、これは「さるせ」と読むんですか、それと浜砂ですか、95.5と34.7と非常に差があるわけですが、何か機械の故障とかそういったもので差があるんですか。

**○白ヶ澤総合制御課長** 猿瀬発電所ですけれども、昨年の台風14号によりまして長期間土砂が流入いたしまして、その期間停止しておりました。その期間で達成率が少なかったんですけれども、冬場の流量が多くて出力がふえて、平均としましては非常に達成率のいい95.5%を達成しております。

浜砂発電所でございますけれども、これは非常に少なかったのは、横軸フランシスといたしまして、流量がある一定量あるときは効率がいいと。この年は9月の雨が多かったんですけれども、平年は非常に少なかったと。そのときの流量が少なかったものですから、効率の悪いところで運転したという結果で達成率が結果的に悪くなりました。

**○中村委員** 九州電力との契約ですよ、4ページあたり、九州電力とは契約をするわけですけど、これはどんどん今から下がる方向になるわけ。その都度違うんでしょうけど。どこだったかな、どこか視察に行ったとき、これより安い金額だったと記憶しているんだけど、まだまだ今から九州電力との契約の中で1キロワットアワーの電力量の料金が下がるかもわからない、その見通しは。

**○本田経営企画監** 九州電力もたびたびにわたる電力料金の引き下げを行っております。もともと10%ぐらい下げますという目標だったんですが、もう既にそれ以上に下がっております。それとともに、九州電力から見ますと、企業局の経営努力も求められておりますので、我々も

それに引きずられまして下がっていくというのがありますが、これがずっと最後までいくという話はありませんで、一応九州電力が目標としているところは達成しておりますので、だんだんなだらかになっていくのかなとは思っております。企業局の今キロワット当たりの単価が8円99銭でございますが、次回、来年度料金交渉がありますが、それぐらいまではもう少し下がっていくのかなという感じは受けております。

**○中村委員** 企業局に企業努力を求められているということで、どういうことを求められるんですか。

**○古賀総務課長** 電力料金と申しますのは総括原価ということで、年間の発電量5億何がしを発生するためにどれだけの原価が必要か。その場合に、原価の中で一番大きな構成要素となりますのは減価償却費、これが昨年度も約15億円弱ございました。これを低減させていくとなりますと、改良工事ですね、こういったものを抑制していくとなりますと、適正な管理でできるだけ長く使っていくという努力をして減価償却費を低減させていくと。もう一方では、経営の効率化ということが求められます。そういった中では、やっぱり人件費を削減していくと。昨年とことしと企業局の人員を比較した場合には、昨年度は137名おりましたけれども、今年度は120名という格好で効率化を図っていると。あと、企業債が先ほど説明いたしました中で95億円余りあるというふうに御説明申し上げましたが、それに要する起債利息等がだんだんこれも償還が進みますと減少されてきます。そういった意味で原価を低減させていくという努力が求められているところでございます。

**○中村委員** 先ほど説明で、営業外収益で国債の売却を言われましたよね。昨年度で7億余あ

るわけですが、その運用は国債だけですか。

**○古賀総務課長** 昨年度末で国債を約100億円ほど所有をいたしております。そのほかには地方債、さらには大口定期で運用いたしております。

**○中村委員** この前、私は金持っていないけど銀行にちょっと寄ったら、銀行で発展途上国の国債、何と言ったか名前は忘れましてけれども、リスクがあるのかもしれないけれども、配当が相当いいと。その分リスクもあるかもしれないけど、やっぱりよく調査されて、国債だけでなく、研究された上で、銀行の説明ではそう大したリスクはないと思いますよと。日本の投資信託じゃなくて大きな外国の投資信託をやっているところなんですという説明だったんですけど、それだったら、そういうところに投資してやってもいいのかなと思いますが、そういった研究はされてない……。

**○古賀総務課長** 大変不勉強で申しわけございませんが、外債については勉強はいたしておりません。基本的には流動資産という格好で運用いたしております。と申しますと、市場性のある、要するに常に売り買いができるそういったものを中心に、また元本が保証されているものを中心に運用させていただいているところでございます。

**○中村委員** 国内のだけということでしたけど、最近売り出したということでもまだ始まって間もないということでしたけれども、リスクはどの辺かどうかわかりませんが、その辺も勉強されてひとつ運用益を図るように、そういったものを研究されたらいいんじゃないかなと思います。

**○古賀総務課長** 十分研究させていただきたいと思っております。

**○外山良治委員長** ほかありませんか。

**○山口委員** ちょっと話は前後しますが、勉強

させていただきますというのは、外債をとということなんですか。

○古賀総務課長 資金運用につきまして、現在は国債と地方債を中心に運用いたしておりますが、その他の運用についてもいろいろ勉強をさせていただきますということでございます。

○山口委員 私は、先ほどの中村委員の発言がありましたように、やっぱり運用の効率を求めていこうといえ、普通で言うハイリスク・ハイリターンというのものもあるのかなど。だから、課長の答弁では、国内債に限ったことだったと思っていましたら、勉強していきたいということですから、外債についても今から取り組むのかなと一瞬思ったところでありました。それもこれも含めて勉強していくということですね。

○古賀総務課長 企業局の資金と申しますのは公金でございます。ですから、公金を運用するに当たりまして、適切な運用が図られるような面で今は国債と地方債を中心に運用いたしておりますが、それ以外の部分につきましても、よい運用があれば勉強してまいりたいということでございます。

○山口委員 6ページで説明をいただきました中で、今、議論になっています国債を売却したということで、先ほどの課長の答弁では、これまで100億近い国債を売却してきたと言われたけれども、ちょっとそこらもう一度説明いただけませんか。

○古賀総務課長 17年度末時点で所有しております国債が100億円ということでございます。

○山口委員 この財務収益の予算額（A）に比較して決算額（B）がふえてきておりまして、それがこの国債の償還ということになるんですけど、これは、売る・売らないというのはだれが判断するんですかね。まして予算額に上がっ

てきてなかったのが決算額で上がってくる。単年度の収益がそれほど悪化したわけではない。率直に申し上げれば、10年物なら10年物というのを売却した結果であって、予算を立てるときに10年物が償還が来るというのを気づかずに、ああ、来たから、今度上げておこうと、こういうことになっているんですか。

○古賀総務課長 まず、財務収益でございますけれども、財務収益の大半を占めますのは九州電力株式の配当金でございます。これでなぜふえたかと申しますと、従来は1株当たり50円配当でした。それが65円ということで15円増配になりましたので、その関係でふえております。

また、国債の売り買いの関係でございますけれども、国債を買う場合には、額面が100円ですと100円以下で買うようにいたしております。そして、100円を上回る価格が出た場合に利益が出ますので、その場合に売却をするという格好で運用させていただいております。

○山口委員 じゃ、それは当初の予算額に計上できずに、金融市場を見ながら決めていくということになるわけでしょうけど、どなたが売ろうという決断をされるんですかね。

○古賀総務課長 そういった国債の相場がどういうふうになっていますよというのは、当然担当の方がそういった情報を持ってくるわけでございますが、最終的には局長まで決裁いただいて売り買いをやっていきます。

○山口委員 実際はそうだろうと思うんですよ。局長の決裁なしの国債売却なんていうのはあり得ないと思いますが、今、売るべきだ、今はだめだという、どこで議論をされて、決定されて、最終的に局長が判断されるのかと思ったものですから、伺ったところです。

それから、12ページにそれぞれ工事が出てお

りますが、財務会計規則にいう250万以下のものは別として、それ以上のものについてはすべて競争入札方式をとっていると考えていいですか。電気事業にかかわることでもありますから、一部専門分野ということもあって、中には特命、いわゆる随意契約もあると考えてよろしいですか。

○桑畑工務課長 工業用水道施設災害復旧工事につきましては、非常に緊急性を……。

○山口委員 ごめんなさい。失礼しました。5ページの電気事業に係る工事の発注ね。

○桑畑工務課長 まず、主な改良工事の三財発電所関係ですけれども、耐震補強工事、これは13年に耐震調査をいたしております。それで耐震を補強する必要があるということで耐震補強工事4,600万、それと、三財発電所も40年経過しておりますので、内外装の必要があるということで主な修繕工事の7,200万、あと、緊急施工でいたしましたのは、一番下にあります古賀根橋の堆砂除去工事、これは取水口の前に土砂がたまった関係で、緊急的に近くの業者、11年に同じような廃土、土砂のけをした経験のある業者を1社随契でやっております。以上です。

○古賀総務課長 入札の基準のことだと思いますが、基本的には土木部に準じてやっております。具体的に申し上げますと、企業局の場合、大規模工事というのはございませんので、予定価格が2,000万円以上の場合につきましては、工事でございますが、この場合は12社、さらにそれ以下、2,000万円以下の場合は9社を指名をいたしております。また、委託工事につきましては、予定価格が2,000万円以上のものは8社、それ以下のもの、2,000万円以下のものは6社ということで運用させていただいております。

そして、工事別に……。

○桑畑工務課長 すみません、そうしたら順に

いきます。三財発電所の……。

○山口委員 今、入札の基準の説明がありましたが、私自身は、知事部局の財務会計規則では250万という基準がありますけれども、今の話では、工事、それから委託、2,000万円という基準が示されましたけれども、それらを含めて、工事の発注については、すべてこれに従って数社の入札でもって工事を決定しているということでもよろしいですねと伺いましたら、一部古賀根橋ダム云々という話がありましたので、そこらを含めて——競争入札されたところは結構です——特命とか随契をあえてしなければならなかった事業とその理由をお聞かせくださいませんか。

○桑畑工務課長 随契の工事はこの古賀根橋ダムの1件だけでございます。これは、先ほど申しましたように、取水口の前に土砂がたまりました関係で、発電に影響しますので、早急的に土砂のけをしなくてはいけないということで、業者選定におきましては、平成11年にもそういう土砂がたまりましたので、その土砂のけの経験のある近くの業者をお願いいたしました。以上です。

○山口委員 実態を見ていないからわかりませんが、その土砂というのは、例えば台風災害か何かでどっとたまった、それとも、日々の流れの中で蓄積して行ってやらなきゃいかんなど思っていたら、やらないかと、こうなってきた、普通の言い方をすれば慌てて除去に入ったんですかね、ちょっとお聞かせください。

○桑畑工務課長 排水口の前と送導水管、管の中もずっと詰まりましたので、それで早急——台風14号ですね、だから、通常の土砂がたまっているわけじゃありません。台風14号によって土砂が堆積したということでございます。

○山口委員 難しく言わなくて、台風災害によると言えば、ああ、そうですかというだけの話です。このほかに、ここには出ていませんけれども、金額的にはわずかですが、随契をやむなくやったという例があればお聞かせいただけませんか。

○古賀総務課長 全体で申し上げたいと思います。\*17年度は、工事で157件の工事を発注をいたしております。このうち、入札を実施いたしましたのが22件、250万円以下で随契いたしましたのが117件、250万円以上が18件の随契でございます。また、委託で申し上げますと、入札が21件、随契が55件の計76件となります。

随契の理由といたしましては、機器の特殊性、業務の専門性が高く、他に委託することが困難な場合、要資格許可業務で地域内に1社しかない場合、当該業務を熟知しており、安全・効率な業務ができる、または他と比べて大幅に安価となる場合、最後に、災害復旧対応、緊急に行う必要があったこと、などがその主な理由でございます。

○桑畑工務課長 この表の中で、遠方監視制御装置、電源部補修工事、これが緊急でやっております。これは先ほど説明がありましたように、その会社が製作・納入した会社でございまして、現状をよく把握していることと、専門的知識を持っているということで随契になっております。以上です。

○山口委員 総体的には、古賀総務課長から御報告がありましたので、了解をいたしましたし、今、古賀根橋ダム、それから、遠方監視制御装置等については工務課長の御説明がありましたので、了解をいたします。あえてこういう質問を申し上げますのは、企業会計の中で、特に電気とそれから病院会計については、意外と随意契約

というのが多いんですね。他県で病院の医師が入札妨害で逮捕されたという報道もありましたけれども、病院は別としまして、皆さん方の場合はどうしても専門的な部分になりますから、今、総務課長言われたように、いろいろな条件でやむなく随意契約にしなければならないというところは出てくる。ただ、やっぱりこうやって、以前やったところとか、入札して手がけたところがあそこでしたから、ですから、あの企業にお願いしましたとこうなってくると、いわゆる1円入札というものもある意味ではと、こう出てくるわけですね。ですから、個別のことについては申し上げませんが、やはり今後の入札のあり方については、一部そこらについての御注意をお願いしたいと思います。

それから、監査委員の意見書の中の5ページに、電力について、皆さん方自身が策定した宮崎県企業局経営ビジョン（経営基本計画）について、中長期的に着実に推進していくことが望まれると、こうありまして、本来議会の立場として、予算を決めたところが決算審査もすると一番いいんでしょうけれども、年度が変わってしまいますから、恥ずかしいことに私自身、この経営基本計画というのはわかりません。が、初年度ということを一——17年度の決算意見書ということですから、基本計画が着実に実行されたか否かというのは、まだまだこれからの判断だろうと思うんですが、先ほどの総務課長の答弁ではありませんが、今後経営を見通していく中で、これとこれはやらなければだめだというのはどんなことが書かれているんですかね。

○古賀総務課長 企業局経営ビジョンという銘を打ちましてつくっておりますけれども、策定をした背景といたしましては、先ほど来話題に

※22ページに訂正発言あり

出ておりますが、電力市場の自由化というのがございます。また、行政改革、官から民への流れ、また、一方では、自然環境の保全や地球温暖化の防止、さらに、当然のことですが、健全経営の維持と、これが策定を求められている背景だということで、策定の目的としましては、計画性、透明性の高い企業経営の推進、顧客・県民の視点に立った経営の推進、経営目標や課題を明確化しましょうという策定目的をしております。また、3事業の目標、目指す姿といたしましては、電気事業につきましては、地球環境に優しい純国産電力の供給、地域貢献の積極的推進、地域資源を活かした再生可能エネルギーの活用というのを掲げております。また、工業用水道事業につきましては、安定供給、低廉な料金の維持、新規事業の拡大、最後に地域振興事業につきましては、県民の健康づくりに貢献できる施設づくり、経営の健全化、河川環境の維持及び地域への貢献を掲げているところでございます。以上です。

○山口委員 わかりました。いま一度伺いたいのは、売却先である九州電力が本県の企業局から買い上げる電力料金というのは、例えば他県とか他の企業からの部分もあるんでしょうが、よそから幾らで買ってうちからこれだけで買っているというのは、それは九州電力の企業秘密なんですかね、それとも皆さんはある程度御存じなんですか。

○古賀総務課長 他企業から、民間企業からどの程度で買っているかというものについては承知いたしておりませんが、全国31の公営電気が大体どの程度で買っているかというのは承知いたしております。九州は4県、福岡、熊本、大分、宮崎の4県がやっておりますが、平均いたしますと8円99銭ということで、宮崎県の料金

と同様でございます。これは18年度の料金でございます。全国平均で申し上げますと、8円41銭ということになっております。

○山口委員 きのう、一ツ瀬川の県民スポーツセンター、地域振興事業を視察させていただきましたが、指定管理者制度は一体何だったんだろうと思う部分がありましたが、将来的に電気事業とかが指定管理者制度へ移行するということもある意味では検討してもいいのかなという気がするんですが、そこらについてはどうお考えですか。

○外山良治委員長 山口委員、まず、議案についてお願いします。

ほかありませんか。

○中村委員 ごめんなさい、聞いたような気がするんですけど、10ページ、市町村交付金、これは2億6,397万9,000円、ちょっと多いんですが、この中に公有資産等所在市町村交付金法に基づく交付金と、こういう法律があるんですか。

○古賀総務課長 固定資産にかわるものということで、事業用資産の1000分の14を納めさせていただいているところでございます。いわゆる固定資産税の税額とほぼ一緒です。

○中村委員 しかし、発電所の固定資産というのはの割り出し方というのは非常に難しいと思うんですね。土地建物でしょうから。ただ、我々の家屋とか土地あたりは何平米どのくらいのものでつくっているというのはわかるけど、ああいうものの資産というのは、市町村がなざるわけ、固定資産の基準設定というのは。

○古賀総務課長 局の簿価に基づいてお支払いさせていただいています。局の簿価です。企業局で資産として計上している額に対して納めさせていただいています。

○外山良治委員長 ほかありませんか。

○湯浅副委員長 ちょっとお尋ねしたいと思いますが、8ページと9ページですね、これにすべてが集約されていると思うわけですが、要点だけをお聞きして御確認をさせていただきたいと思います。

第1点が、試算表と損益計算書の中で、純利益対人件費の率、総利益対人件費の比率、これは今でなくていいです。

第2点、総資本対利益率の割合。

第3点が、地域振興資金の用途ですね、これは私、非常に関心があるんですが、地域振興資金の用途。

それから、第4点が、最前、中村委員の方からも出ましたが、短期投資の内容について、後でいいですから、参考になる資料があれば。すぐは出ないと思うんですよね。出ますかね。ありますか。それと、ほかの県との比較の表があれば。これの中で企業局の姿が大体わかると思っています。もしあれば。答えができたら。

○古賀総務課長 利益率とかそういったものにつきましては、全国のものまでとなりますと手元に用意しておりませんので、お時間をいただきたいと思います。

それと、短期投資の状況でございますけれども、短期投資が130億円ほどございますが、これにつきましては、大口定期、国債、地方債で運用させていただいております。

また、地域振興積立金でございますけれども、一般会計を通じまして市町村振興貸付金といたしまして9億円、それと地域振興事業会計に8億4,000万円ほどを貸し付けております。

○湯浅副委員長 短期投資の内訳は最前、中村委員の方から出ましたので、利回りですね、大体どのくらいになりますか、参考までに教えて

ください。

それから、もう一点、現金の残高、これは現金預金が25億とバランスシートで出ていますが、この中でちなみに現金がどのくらいあるのか。ちょっと見てわかれば教えてください。

○古賀総務課長 利回りについては調べさせていただきます。

現金残高は幾らかという御質問でございますけれども、企業局は現金は一切所有いたしておりません。

○湯浅副委員長 なけりゃいいんですよ。余りあるとあぶないからね。そういう意味で聞いているわけです。以上です。資料は後で、もしよけりゃ渡してください。

○古賀総務課長 総資本利益率とか全国と比べてどうなのかという御質問ございましたけれども、17年の決算審査意見書の、例えば電気事業ですと、22ページに、3カ年の経営分析、さらに全国の状況がどうかという表がございます。それで申し上げますと、例えば損益の比較で申し上げますと、総資本利益率が17年度は1.31%、全国は、16年でございますけれども、1.37%というような数字が出ております。さらに、職員一人当たりの営業収益で申し上げますと、17年度が3,796万2,000円、16年度でございますが、全国では3,944万円という数字が出ているところでございます。

○外山三博委員 現金は企業局は現在ゼロということですが、預金はあるんでしょう。

○古賀総務課長 はい、預金はございます。

○外山三博委員 預金と現金と投資、投資は国債、株券あるでしょうが、合わせた合計は幾らですか。現金はないということですから、預金と投資分。

○古賀総務課長 現金と国債、地方債、さらに

大口定期ですね、現在、企業局全体で運用していると。一方では借入れとかあるわけがございますけれども、それは185億ございます。

**○外山三博委員** 今度、県病院が18年度から公営企業法の全部適用になりましたよね。企業局はこれは前から適用になってやっておるんですか、それとも18年度から新たな適用ということになるんですか。

**○古賀総務課長** 企業局については全適のまま変更ございません。

**○日高企業局長** 病院事業と私どもの企業局の事業との関係でございますが、病院事業の場合には、法律で、全部適用するのかあるいは一部適用するのかという選択がございます。基本的には、法律の中では財務だけ一部適用ということになっておりますが、これを人事関係も給与関係も全部含めて全部適用にするということでは、病院は今回全適にしたところでございます。私どもの企業局の事業については、地方公営企業法が全部適用されると。もともと適用されるということがございます。

**○外山三博委員** 私、前から思っておったんですけど、公営企業というのは、地域振興その他そういうような使命はあると同時に、経営の健全化というか、利益を確保していくというものも、例えば県の決算とは違いますよね。県の財務と企業局はおのずから違うと思っておるんですけど、記帳の仕方はほとんど同じですね。例えば、この決算書見ても減価償却というのは全然出てこない。だから、買ったときの価格がそのままずっといくわけでしょう。減価償却はしてないでしょう。

**○古賀総務課長** 減価償却は毎年行っております。

**○外山三博委員** それじゃ、この企業局の決算

ではどこに出てきておるんですか、減価償却の費用は。損益計算書のどこかに出てこないといけないですよ。

**○古賀総務課長** 宮崎県公営企業会計決算書でございますけれども、この中の電気事業の場合ですと、営業費用の内訳といたしまして、45ページのちょうど中ほどにございます。減価償却費、合計額で申し上げますと一番右端の数字になります、14億9,225万2,219円でございます。

**○外山三博委員** そうすると、先ほど説明していただいたこの決算審査資料のどこにこの金額が含まれてきておるんですか。

**○古賀総務課長** 資料で申し上げますと、8ページの費用の部の営業費というのが、合計で40億1,891万3,870円という数字がございます。そして、この中、さらには、水力発電費、送電費、一般管理費の中にそれぞれ項目ごとに減価償却費は入っております。

**○外山三博委員** これに関連して後でまたします。

**○古賀総務課長** 湯浅副委員長からの御質問であと1問残っております。平均運用利率は17年度はどうだったのかということでございますが、国債等につきましては、17年度1.039%です。あと、大口定期でございますが、これにつきましては0.046%でございました。

**○外山良治委員長** ほかありませんか。

**○山口委員** 二人の質問に補足することになりますが、大口定期預金というのは1行のみなんですか、それとも幾つかの銀行にまたがって預金をされているんですか。

**○古賀総務課長** ある一定のロットごとに県内の金融機関からお見積もりをいただきます。そして、お見積もりをいただいた中で一番高いと

ころに預け入れるというルールで運用させていただいています。

○山口委員 結局一定額がまとまれば、先ほどの話じゃありませんが、入札みたいな形をやって、そして高いところに預けるということで、恣意的に、あるいは意図的にこことここという形とか、あるいは皆さんの方でバランスをとって県内金融機関のこういう形ということでやってなく、あくまで運用上有利な形で金融機関を選定しているということによろしいんですね。

○古賀総務課長 そのとおりでございます。

○山口委員 結果、県内金融機関の何行ぐらいにまたがっているんですか。

○古賀総務課長 地銀が2行ございます。農協系、あと労働系、以上でございます。

○山口委員 裏返してみたら、県外の都銀、金融機関もそのほかにはあるということですか。

○古賀総務課長 県内金融機関で運用させていただいています。

○外山良治委員長 ほかありませんか。

○外山三博委員 それじゃ、地域振興についてちょっとお尋ねしたいんですが、最後のページの貸借対照表の中の土地は、多分あの建物があるところの土地だろうと思うんですよ、建物もあそこの建物。構築物の5億1,000万というのは、あのゴルフ場のグリーンとかフェアウェイとかあそこにかかった分というか、あの分なんですか。

○古賀総務課長 構築物の5億円の内訳でございますが、そのほとんどはゴルフコースでございます。ゴルフコースが5億1,000万の中の4,900万円余りとなっております。そのほかには、駐車場、給水設備、排水設備等となっております。

○外山三博委員 ゴルフ場ですね、ここは固定

資産ということであれば、減価償却の対象にしてあるんですか。

○古賀総務課長 ゴルフコースにつきましては、減価償却の対象とはいたしておりません。

○外山三博委員 ということは、芝張りかえたり補修していけば、この資産はどんどんどんどんふえていくということになりますよね、減価償却しなけりゃ。

○古賀総務課長 芝の張りかえというようなものにつきましては、資本収支じゃなくて三条予算と、要するに修繕費という格好で処理させていただいております。

○外山三博委員 全然私はわからないから参考のために聞いておるんですが、一般のゴルフ場もありますよね、これは完全に民間企業だけど、考えてみたら、芝植えればやっぱり傷みますよね。資産価値が落ちていく。そこでまた改築してそこにまた資産価値がふえていくということじゃないかと思うんですが、何かそういうふうな商法上というのか、会計処理上、ゴルフ場の取り扱いは何かそういうものがあるんですか。

○古賀総務課長 \*税法上、償却しなくていいという格好で、民間も償却はしていないというふうに伺っております。

○本田経営企画監 一ツ瀬のゴルフ場は財団法人でございます。財団法人は公益法人ということで、財団法人の中で公益事業と収益事業をやっております。公益事業は、減価償却の……。

○古賀総務課長 先ほどの説明に補足させていただきますと、構築物のゴルフコースというのは土地と一体不可分という位置づけになりまして、財務省令で減価償却をする必要のない資産に該当するというようになっておりまして、この分に係る分については減価償却を実施して

※16ページに訂正発言あり

いないということでございます。

○外山三博委員 ということは、さっき課長が税法上と言われましたね、企業局は税金払わないでしょう。税法上の適用というのはそれは間違いじゃない。訂正した方がいいと思うんです。

○古賀総務課長 御指摘のとおりでございます。失礼いたしました。

○外山良治委員長 ほかありませんか。

○十屋委員 私は工業用水の方ですが、先ほどから出ています決算審査意見書の中で、27ページの下から4行目で、新たな需要拡大と、ずっとありまして、経営基本計画を着実に推進すると言われてはいますが、37ページの中では、総資本利益率、台風とかによって、17年度は災害でいろんな数字的なものが落ちてきていますけど、結果として、先ほども説明がありましたように12社がなかなかふえない。新しく入ったところ、出ていったところ、プラスマイナスで12社という話なんですけど、企業局とほかの商工の関係とか、企業誘致を一生懸命日ごろもやっていらっしゃるんですけど、どういうふうに企業局としてほかと連携されていくのかなというのがちょっと見えにくいところがありまして、それは工業用水をたくさん使っただけであればそれだけ上がっていくし、それがまた災害に遭ったら大変だし、その顧客をふやすということでは、ほかの部局とどういうふうに連携されているかというのを御説明いただければ。

○本田経営企画監 企業の誘致に関しましては、企業局としましては、商工観光労働部新産業支援課、そこと連携をとりまして行っているところでございます。

○十屋委員 言葉で言えばそれでおしまいという、わかりづらいんですけど、そのとおりだとは思いますが、例えば、この基本計画とか

というのは我々委員の方には見せていただけますか、それが1つと、県の企業誘致の方の担当も一生懸命頑張ってもらっている部分があるんで、努力されているのは十分わかっているんですが、要は、未達水量がたくさんあって、それを何とかうまく使っていただくという企業もありますが、別な方策とかそういうものは何かないのかなというふうに思うんですけど。そのあたりで、今おっしゃられたように、うまく連携してやっていると言われれば、ああ、そうすかと言うしかないんですが、ほかにこの部分の収益を上げていく、経営の効率化とか、人員の配置の問題とか、いろいろされていますよね。44ページにも、職員1人当たりの営業収益というのは16年度よりか600万ほど上がっているということがあったり、他県とはちょっと比較できない、企業の数等も違うでしょうし、そこは一概に比較できないと思うんですが、その辺の何か手だてといたしますかね、そのあたりはどのように考えていらっしゃるのか。

○古賀総務課長 まず、経営基本計画の件でございますけれども、これにつきましては、経営ビジョンと銘を打ちまして、ホームページでござらんいただけるようにしております。また、委員の皆様には後ほどお届けをいたしたいと思えます。

また、給水の拡大という問題は、局としても大変大きな課題であるというふうに考えておまして、従来から、誘致サイドと何とか新規のそういったものがスムーズにいかないかどうか、仮に誘致が進んだ場合については給水がどういう格好で進んでいくのかと、そういった部分での打ち合わせはさせていただいております。

また、局といたしましても、今、給水区域がほぼ新産都市に限られておりますけれども、そ

れ以外のところで給水ができないかどうかというような可能性も調査したところでございますけれども、やはりそこまで持っていく管路の工事費等の問題がございまして、今のところ実現をしていないという状況でございます。1つには、既存のユーザーが少しでも、去年の決算で御説明しましたとおり、日向精錬所とか旭化成さんみたいに実給水量が上がってくるような状況になっていただけるのが、一番現実的には早いのかなと思っております。もう一つは、1区・4区、空き地ございますので、そこに日向市とも連携をとりながら誘致を速やかに進めることが、我々としても希望しているというところでございます。

○十屋委員 ぜひ企業誘致の部分を頑張ってもらわなきゃいけないんですが、日向市の方もいろいろ水の問題であるようでありますので、そのあたりも含めて、料金等の交渉もあるでしょうし、そこ辺あたりも含めて御検討をお願いしておきたいというふうに思っております。

○外山良治委員長 ほかありませんか。

○山口委員 電気事業、工業用水、地域振興、それぞれ順次いくのかなと思ったら、一括してだそうですから、12ページ及び18ページ、先ほど私申し上げました工事の発注、委託発注含めて、総件数及びその中に占める競争入札、随意契約等の内訳をお聞かせください。

○古賀総務課長 先ほど内訳を申し上げましたが、これは局全体で把握いたしました数字でございます。ですから、局全体の数字が先ほど申し上げた数字でございます。

○山口委員 それは会計ごとの取りまとめはしていないんですか。それとも、後で時間をかけてみればわかるというのであれば、委員長にお願いして資料の提出をお願いしたいと思います。

○古賀総務課長 お時間をいただきたいと思います。

○外山良治委員長 すぐ出るんですか、しばらく待てば。時間をいただきたいと思いますのであれば。暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

---

午前11時33分再開

○外山良治委員長 では、再開いたします。

○山口委員 工業用水道事業について伺います。11ページの2、給水料金収入、括弧の下に米印で、基本料金、未達料金、超過料金となっていますが、現実的に契約水量を上回る超過料金を取ってまで使用している企業はないということでしたよね。

○本田経営企画監 超過料金についてでございますけれども、これは\*基本水量を超過した場合なので、一時的に何かのトラブルがありまして使い過ぎたとか、そういうときに超過料金が発生する場合でございます。通常は超過料金というのは発生しておりません。

○山口委員 今言われたように、ピーク時、瞬間風速的に契約水量を日量で割ると超えた部分はあるかもしれないけれども、年間をならしていくと超過料金を払うまで使ってくれている企業はないということですよ。

○本田経営企画監 一時的に超すことは例があります。17年度もございました。

○古賀総務課長 契約水量、例えば1,000トンでございます。これは、1,000トンの中で実給水量を400トンなら400トンという格好で、年間ずっとそのまま行くわけではございません。ですから、月ごとに、今月は夏場だから500トン使います、冬場だから300トンでいいですということ

※18ページに訂正発言あり

で月別にします。しかし、その月で300トンというふうには抑えたけれども、たまたま操業度が上がって、そのときに超過料金が発生するという場合がございます。そういった部分で、11ページに書いておりますが、超過料金が発生しますので、超過料金を含むという表現をさせていただきます。

○山口委員 わかりました。じゃ、年間の契約水量を月に割り返して、またそれを日に割り返して、一瞬、操業の関係でその水量を超えたけれども、1日のあるいは月間のあるいは年間をならしてみたら、契約水量以下だったからじゃなくて、瞬間風速といえども一時期に契約水量を超えれば、常時水量から超えれば、超過料金をいただくというシステムになっているんですね。

○本田経営企画監 ちょっと訂正させていただきます。基本水量ではございません。常時使用水量と未達水量とございますが、常時使用水量を超えまして、常時は使う水ですから、これを一時的に超えまして超過水量となりますが、実際はチャートをとっておるんですけど、1時間を超えたら超過水量の料金になるということでございます。

○山口委員 実績1億5,393万円の中で超過料金というのはどれぐらい入っているんですか。

○外山良治委員長 どなたが答弁されるんでしょうか。

○本田経営企画監 決算書の75ページの右の欄に、4月、5月、6月、7月、超過料金が発生しましたということで、6万、9万、4万、9万ということに記載しております。水量にしますとこれを約20円で割った額になります。

○山口委員 何を言いたいかと申し上げますとね、基本料金10.4円、未達料金6円とこうなっ

ていますよね。しかし、実際に使った使用量と未達料金を重ねて実際の水量で割り返しますと、はっきり申し上げてこんな料金にはならないんですね。私が詳しいことを言うまでもないでしょうけど。この量しか使っていないから、その量の基本料金をもちろん払う。あと、使っていないけれども、未達料金を使用料に覆いかぶせてトン当たりの計算をすると、60円、70円、80円という実績が出てきますよね。それは未達料金の契約をしていないところは別として、契約しているところはトン当たりどれぐらいの実支払い費用が出ているというのは、皆さんのお手元にはそんな資料はあるんですか。

○外山良治委員長 しばらくかかりますね。5分休憩いたします。

午前11時41分休憩

---

午前11時48分再開

○外山良治委員長 再開いたします。まず、当局の答弁をお願いします。

○本田経営企画監 工業用水道各ユーザーの实质単価でございます。实质単価といいますのは、工水の料金割る実使用水量で出した単価でございますが、ことしの5月分ですと出たところでございますが、一番高いユーザーで58.70円、各ユーザーの平均でございますと23.10円でございます。

○山口委員 ということですから、先ほど十屋委員の発言にもありましたように、関係部局と一緒に企業誘致を図ろうとするときに、この下だけを見れば、ああ、いいですねと、こうなるかもしれんけれども、実質、昭和39年から50年までの間に進出してきた企業というのは、平均で23円、高い企業では実はトン当たり58円の金を払っていると、こうなっ

ので、いつも申し上げる企業努力が実る料金体系をやはり今後やっていく必要があるのではないかと。ただ、いつも皆さんが答弁されるように、そうなると未達料金の部分を基本料金の方に割り返すということになりますから、結果として単価が上がることになります。ですから、今御指摘のありました平均23円、最高58円というこの企業の言い前はわかりながらも、契約水量だけしか契約していない50年以降の企業については、料金が上がることになりますから、逆に彼らの了解も得なければならないということになりますよね。そこらについての検討というのはこれまでやってこられたことはあるんですか。

○黒木副局長 料金のあり方につきましては、契約水量と実使用水量の格差が大きいということは私たちも問題として考えておりますので、先ほどお話がありましたように、各ユーザーの同意も前提となりますので、料金のあり方を検討するに当たりまして、近くユーザーの方々の意見交換会などを開いていろんな御意見をまず聞いて、そして、今後のあり方について検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○外山良治委員長 そのほかありますか。

○湯浅副委員長 最前私が要望した財務比率ですよ、ほかの県の参考例があったら参考までに。これは皆さんたちにも必要だと思います。後でいいですから、資料提供を。わかる範囲内です。よろしくお願ひします。以上です。

○古賀総務課長 これにつきましても、ちょっと時間をいただきたいと思ひます。

○外山良治委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 議案第12号に関するの質疑

は終了いたしました。

その他の事項で何かありますか。

○山口委員 委員長から指摘されまして質問をやめましたけれども、指定管理者制度にあれば移行し、これは移行しなかったという、結局、本県財政に一番大きく寄与しているこの電気事業は移行しませんでしたよね。公営企業法の全面適用を行っているとはいえ、結局そこに配置する人員は企業局との行ったり来たりということですから、最終的には工業用水やあるいは電気事業含めて指定管理者制度への移行というのでも検討されていいのではないのかなと思ひますが、決算の審査でありますから、過去のことしか聞けないという意味では、そういうことを議論されたことはあるんですかね。

○日高企業局長 指定管理者制度の考え方につきましては、現在、県の施設で第三者の機関に委託をしている、お願ひをしていると、そういったところについて、固定的ではなくして、応募をして、そこで民間も含めて審査をして、そして指定管理者としてお願ひをすると。そのことによって効率的な当該施設の運営を行うという趣旨で現状ではやっているところでございます。もちろん、県が直営でやっているといひますか、県そのものがやっている事業についても指定管理者の対象になるのかどうかということについては、考え方としては、私も法的にはよくわかりませんが、対象になり得るのかなという感じはするんですが、そういったことでございまして、県の直営事業として指定管理者制度についての検討ということになるわけですが、企業局におきまして、今の私どもがやっている事業につきましてそういう検討をやったことはございませぬ。

私どもの公営企業につきましては、委員の皆

様方も御承知のとおりでございますけれども、今、官から民へという非常に大きな流れがございます。官でやった方がいいのか、民でやった方がいいのかという議論、当然あるわけでございます。そのときに、やはり官でやる意味は何なのかということをおもはつぷさに考えていかなきゃいけない。そういう意味がなくなってくれば、当然これは官でやる必要はないわけでございますから、そういう点での議論というのは私ども局内でも十分やっておりますし、また、全国の公営企業、特に電気事業につきましては、全国レベルでもいろいろ議論がなされているところでございます。

私どもの企業局のあり方についてでございますが、私は、基本的に、本県の企業局、対象とします電気事業があるわけでございますけど、やはり、電気事業の規模とかそういったものを総合的に勘案いたしますと、今のこの体制で私は当面やっていくべきなのかなというふうに考えているところでございます。

といいますのは、そもそもの私ども電気事業の始まりでございますけれども、治水ダムをつくりまして、ダムに水をためて、そしてそれを適宜放流すると。そういうときに、ただ単に水を捨てるということだけではなくして、そこに附随して出てくる、みずから電気事業を興してその費用でもって一般会計のダムの管理費を負担していくと、その財源に寄与すると、そういうことがあるわけでございます。ちなみに、17年度の決算でもそうでございますが、一般会計に対しまして、ダムの管理費で3億5,000万負担をいたしておるところでございます。比率にいたしましてたしか46%ぐらいだったと思いますが、多いときにはまだ大きな額を負担しているわけございまして、それとか、ほかの負担で

ございますけれども、例えば、市町村振興資金への貸し付け、今度は地域振興事業貸付金ということに変更いたしましたけれども、そういったもの、それから水利使用料とか、そういうものをもろもろ含めると、一般会計に出しておる金が大体9億から10億ということになるわけでございます。それから、また、市町村に対しましても、先ほどちょっと出ましたけれども、市町村交付金でございますが、交付金が2億7,000万ぐらい、ざっと3億ぐらいということございまして、トータルしますと県と市町村に対しまして12億弱ぐらいの財政的な支出をしているというようなことを考えますと、やはり今のこの体制でやった方が県財政にも寄与していくということになるんじゃないかと思っています。

それから、もう一つ、忘れましてけれども、今回緑のダム事業ということで新しくスタートしたわけでございますが、そういった点でも一般行政に寄与しているということございまして、そういうことを考えますと、今の体制で私は現段階においてはやっていくべきじゃないかなというふうに考えているところであります。ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

**○山口委員** 小泉総理、退陣をされましたけど、聖域なき構造改革ということで官から民へと、5年前は僕らもびっくりしたんですけど、結果として、道路公団、あるいは郵政公社、そして政府系金融機関、それぞれ全部民間に変わってきますよね。今、局長言われたように、民間企業でやった方がいいのか、公営企業でやった方がいいのか。例えば、公平さ、公正さ、あるいは公益的事業となりまして、また、一般会計に寄与していると、こうなると、いや、このままあるべきで、絶対許せない、絶対許せないとい

う感じが皆さん方の立場なのかなと思うんですね。しかし、やっぱり国の流れを見ていきますと、きのうのツ瀬のゴルフ場ではありませんが、生かさず、殺さず、手放さず任せてしまうという形からいけば、私はやっぱりいずれはそういう時代が来るのかなと。だから、事業として公益性を守りつつ、上がった収益はちゃんと県がもらってと、こうなる。

なぜそういうことを申し上げるかといいますと、電気事業を初め、他の事業会計も営業費用のほとんどがいわば人件費ですよ。ですから、これが極端な話、7割でできるとか5割でできるとかいうことになれば、私は、今、局長が並べてきた理屈というのは成り立たなくなるのかなと思いました。

考え方としては結構です。本来は場所を変えて、ある意味では知事との政策論争なのかなと思いますから、これ以上の追及はいたしません。ありがとうございました。

**○外山三博委員** 前も発言したことがあったかと思うんですが、ツ瀬のゴルフ場の横に新富町が用地を確保した空き地が、芝生がありますね。あれはもともとあのゴルフ場をつくる時に、当時の町長が、あそこは温泉が出ますから、お湯を引いてきて温泉をつくるということで、私もすばらしいことだと思っておった。ところが、その町長がそういう公約を掲げて選挙をやったら落選されてね、次の町長になってからそのままになっておるんですが、特にあそこのゴルフ場は高齢者が非常に多い。高齢者の今後の健康増進ということを考えていけば、あそこに温泉ができれば、あのゴルフ場にはふろがありませんから、非常にいいと思うんですよ。ただ、これは企業局がやるということよりも、やっぱり新富町がやるべきだろうと思いますし、

新富町の昔からあるルピナスの湯というのが非常に古くなっています。場合によっちゃあれをこっちに持ってくれば、ゴルフ場の利用客のアップにもなるし、地域振興という形でも私は非常にいいと思うんですよ。多分接触はされていないと思うんですが、新富町に、過去こういう経緯があつて、ここに土地を買われたと。ぜひ一度新富町と接触されて、新富町の今の考えをお聞きをいただいて、できたら、先ほど資金も潤沢にあるから市町村に融資というような話もありましたね、場合によっちゃ新富町に融資をして、その資金でつくってもらおうとかいうところまで私は踏み込んでいいんじゃないかと思うんですね。そういうことを申し上げて、接触は最近しておられないでしょう、新富町に対して。

**○日高企業局長** ゴルフ場が新富町にございますので、いろいろと利用促進とかそういった関係等で時々新富町と会う機会はございます。私ども1年に1回は新富町にあいさつに行ったりするわけでございますけど、そういった機会等もございますので、今、委員がおっしゃいました件については、もちろんそういった附帯施設というのができれば、これはゴルフ場の利用促進にもつながるわけでございます。そして、あそこを健康増進的なゾーンにできるという点もございますので、そういったことについてもまた新富町とも話してみたいというふうに思っております。企業局でやるかどうかということについては、またそれは別の問題といたしまして、そういうことで考えております。

**○古賀総務課長** 昨日、現地調査をお願いいたしましたときに、北部管理事務所で御質問がございましたので、お答えできなかったものが1問ございましたので、それをお答えさせていただきます。

たいと思います。

北部管理事務所が集中制御される前と後の人員体制はどう変わったのかという御質問がございました。平成4年が集中制御を行う前でございます。そのときには、名称を工業用水道管理事務所としておりましたが、9名おりました。平成5年は13名ということで4名ふえておりますが、実は、これは祝子川発電所の系統の業務を行うと。平成4年までは祝子川発電所の要員といたしまして9名おりましたので、平成4年を合わせますと18名から平成5年は13名、5名の減があったということになります。以上でございます。

**○外山良治委員長** それでは、以上をもって審査を終了をいたしました。執行部の皆様には御苦労さまでございました。

暫時休憩をいたします。

午後0時4分休憩

---

午後1時29分再開

**○外山良治委員長** それでは、委員会を再開いたします。

午前中、資料要求をいたしました件につきまして、御説明をお願いいたします。

**○古賀総務課長** まず、17年度企業局入札・随契実施状況という表をお配りいたしております。午前中、私の申し上げました数字と、精査いたしました結果、若干数字の変更がございます。おわびして訂正申し上げます。

まず、種別でございますが、工事と委託、合計に左の方で分けております。そして3事業ごとにそれぞれ工事、委託の数字を出しております。

まず、工事、電気事業でございますが、指名競争入札が17件、小額随契を超える随契が7件、

小規模随契が103件の110件でございます。

工業用水道事業、指名競争入札が3件、小規模を超える随契が7件、小額随契が13件の20件でございます。

地域振興事業、指名競争入札が1件、小規模を超える随契が1件、小規模随契が4件の5件でございます。

委託につきましては、それぞれ、電気事業が23件、7件、39件の随契が46件、工業用水道事業が、指名競争入札が2件、随契がそれぞれ3件、6件の合計の9件、地域振興事業はございません。

以上、合計いたしまして、指名競争入札が46件、随意契約が190件の合計の236件となりました。以上でございます。

続きまして、全国公営電気事業の各種経営指標について御説明申し上げます。資料をお開きください。

まず、1ページでございますが、総資本利益率と、総資本に対しどの程度の利益が上がっておるかということでございまして、表の右下の方でございますけれども、合計のところ、全国平均が16年度で1.09でございます。宮崎県は、その上の方でございますが、1.45ということで、利益率につきましては全国平均よりも上の数値になっております。

続きまして、2ページでございます。これは16年度収支比率と、総収益分の総費用ということでございますが、これは100を超えておると利益が出ているという数字でございます。一番下、表中ほどになりますが、収支比率、合計のところは109.5ということで、全国平均が109.5でございます。これに対しまして宮崎県は115.8ということで、これにつきましては全国平均を上回っているという状況でございます。

3 ページでございますが、これは同じく、16年度の営業収益利益率でございますが、営業収益に対して幾らの利益が上がっているのかというものでございます。同じく、表下の方ですが、右端から2番目のところでございますが、全国平均が9.0でございます。宮崎県は14.5ということで、これも全国平均を上回っているという状況でございます。

続きまして、4 ページでございます。職員1人当たりの営業収益、これは労働生産性を示す数字でございますけれども、表の一番下でございます。B分のAでございますが、全国が1人当たり4,042万7,000円でございます。宮崎県が3,905万9,000円ということで、ほぼ全国平均並みの営業収益を上げているところでございます。

最後になります、5 ページでございます。人件費の全費用に占める割合でございます。これにつきましては、16年度が一番右端の方になっておりまして、全国平均が一番下の方になっております。26.8%が全国平均でございますけれども、宮崎県は28.3ということで、これよりも若干高くなっております。

それと、もう一つ、資料として経営ビジョンをお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。以上でございます。

○外山良治委員長 執行部の説明が終了しましたが、質疑はありませんか。

○山口委員 入札・随意契約の実施状況について伺います。縦の欄で、随意契約の中に小額随契を超える随契と、こうありますが、これは電気事業、工業用水道事業、地域振興事業、ともに2,000万という金額なんですか、それとも、事業会計によってここは違うんですかね。

○古賀総務課長 基準は全く一緒でございます。

まず、小額随契につきましては250万円以下ということで同一基準でやっております。

○山口委員 すみません、先ほどの答弁で2,000万という数字は何だったんですかね。

○古賀総務課長 これは指名競争入札の基準でございます。2,000万を超える工事の場合は12社の指名をいたします。2,000万未満の場合は9社の指名をいたしますということでございます。

○外山良治委員長 ほかありませんか。

○山口委員 例えば電気事業だけを例にとりますと、小額随契を超える随契が7件というのがありますが、先ほどの説明の中で、作業の特殊性あるいは職務等によってどうしても随意契約でなければならないというお話がありました。このほかにも、例えば台風災害等によって行う額を超える随契というのものもあるんですか。

○桑畑工務課長 工業用水道事業関係につきましては、電気ですけれども、緊急的に、工事実績……。

○時枝副局長 小額随契を超える随契でございますけれども、工事全体を申しますと15件ございまして、そのうちの14件は台風14号に係る緊急施工でございます。1件だけが今言われましたような随契をとっております。以上でございます。

○山口委員 仮に、随意契約という形態をとらずに指名競争入札という形をとろうとすると、時間的にはどれぐらいかかるんですかね。逆に差が出てくるんですかね。

○桑畑工務課長 指名競争入札すると大体1カ月半かかります。通知出したり、そういう期間を設定しますと大体1カ月から1カ月半かかります。

○山口委員 わかりました。そういう意味では、台風等の災害のときには、即その時点で復旧を

あるいは修繕を行うということで随意契約にならざるを得ないと。そのときに1社に偏るとか、1地域に偏るとかという意味での配慮というのはなされているんですか。皆さん方にしてみれば、たくさんの手持ちの業者を持っておられましょうから、この分野はこれとこれとこれが強いとかいうのはわかっているでしょうが、随意契約をする中でも、ある程度の地域的なバランスとか、企業の機動力を加味したとか、そういうのは配慮されていると考えてよろしいんですか。

○桑畑工務課長 まず、現場を熟知している業者、応急対策できる業者、それから機動力のある業者、それから、そういう仕事をした実績のある業者、それから、近くにある業者、それから、能力的あるいは人員配置、そういうのが応急的に処理できる業者等を勘案してお願いをしております。

○山口委員 わかりました。残り1件については、先ほど答弁のあった工事内容の特殊性といいたいでしょうか、設備して以来のよく熟知している業者ということで随意契約という形をとったという理解でいいんですか。

○廣山電気課長 御指摘のとおりでございます。

○外山良治委員長 ほかありませんか。

○湯浅副委員長 いい資料を出してもらってありがとうございます。こういう資料があればもっと早く出してもらいたい。

これ見て私は思うんですが、間違っていたら、そのとおりであればそのとおりだということで。全体的には営業利益といいますか、これについては全国平均よりもいいと。ただ、分配率が若干問題があると。要するに要員の問題ですわね。そう認識して間違いはないでしょうか。

○古賀総務課長 ただいま副委員長がおつ

しゃったとおりでございます。

○外山良治委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 それでは、以上をもって審査を終了いたします。執行部の皆さん、本当に御苦労さまでございました。

暫時休憩をいたします。

午後1時42分休憩

---

午後1時44分再開

○外山良治委員長 それでは、ただいまから採決を行うことといたします。

議案の採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山良治委員長 御異議ございませんので、そのように決定をいたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

○中村委員 副委員長が請求された書類の中で、5ページの全国平均が26.8、これが28.3ということは、やっぱり人員が多いということですね。ということはもっと整理する必要があると。組合関係がここは強いから常に……、組合と言うといけませんかね、この辺のところは指摘をしておく必要があるのかなと思います。

○外山良治委員長 ほかございませんか。

○十屋委員 質疑の中でも述べさせてもらいましたように、他の部署との連携が見えてこない、ここに書いてあるにはあるんですが、余りよく見えないし、一層の努力をお願いしますということ。工業用水道事業です。

○山口委員 今の十屋委員の発言に関連します

が、工業用水道事業の料金体系のあり方の検討、それから、いま一つは、地域振興事業、いわゆるゴルフ場の指定管理者制度に移行した結果、どのようなプラスがあったんだろうというのがよくわからないんですね。ですから、指定管理者制度の趣旨を生かした、かつ利用者の使いやすい形態、あるいは事業体としての対応等の努力をしていただくように、触れてほしいと思います。

**○中村委員** この企業局の指定管理者制度は、きのうから議論があるように、本当の意味で指定管理者制度になっていないんですよ。あそこが開く前から財団があって、予定をして財団をつくっておってゴルフ場は開かれたと。そういうつじつま合わせをやっているわけで、松井先生もおっしゃったんだけど、どうも仕組んでずっとやってきたような気がして仕方ないんですね。本当の指定管理者制度になっていないんじゃないかなと、きのうからの議論から思うと。指定管理者制度のあり方というのは、あそこの場合は特殊な感じがして仕方ありません。その辺をちょっとまとめていただくといいなと思います。

**○外山良治委員長** いいでしょうか。私は、要望意見というのは、人員の問題、それと工業用水の料金体系のあり方、3点今出ました。その3点をここで諮って、委員会としての全体の意見にするのか、それとも、今まで審議で言われた個別の問題は、委員会として、全体の意見とするのか、一部の意見とするのか、この諮り方のために今、全体としての意見をまず委員長報告に盛り込むという諮り方を後ほどしたいと。今まで出た項目について、これは全体の意見とするのか、一部の意見とするのか、そういう諮り方がいいんじゃないのかなと。

**○松井委員** 審議の過程で、全体でしておるわけだから、委員長報告について特にとということで、それはごっちゃにしたら最初からおかしいよ。これからも白に、いわゆる委員会の審議は各人が自由に言って、それをまとめて報告せにゃいかん。そのほかに特定の意見ということをここは聞く場だと。

**○外山三博委員** 私も、委員長報告どうしようかと聞かれたときは、ここで質疑や意見があったのを、委員からこういう意見があったと、そういうことを書いていって、どうしても委員長報告に入れてほしい、入れんかもわからないので入れてほしいということをお願いされるのかなという気持ちで今おったから。

**○外山良治委員長** わかりました。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○外山良治委員長** それではお諮りいたします。委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○外山良治委員長** それでは、そのようにいたします。

なお、本日の審査についての報告は、次期定例会の委員長報告において行いますので、よろしく願いをいたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○外山良治委員長** 以上で委員会を終了をいたします。委員の皆さん、本当に御苦労さまでございました。

午後1時51分閉会